

広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号。以下「条例」という。）第二十五条の規定によって、令和六年度における条例の運用の状況を次のとおり公表する。

令和七年十月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 行政文書の開示請求の状況

(単位：件)

実施機関 \ 区 分		開 示 請 求 件 数
知	事 部 局	1,231
教	育 委 員 会	63
警 察 本 部 及 び 公 安 委 員 会		210
そ の 他 の 行 政 委 員 会 等		81
地 方 独 立 行 政 法 人		0
地 方 公 社		20
合	計	1,605

注 開示請求とは、条例第5条に基づく請求をいう。

2 実施機関別の行政文書の開示請求の処理状況

(単位：件)

区分 実施機関		開 示 請 求								
		請求 件数	処 理 状 況							
			開示	部分 開示	不開示	存否応 答拒否	不存在	適用外	却下	取下げ
知 事 部 局	会計管理部	2	0	0	0	0	1	1	0	0
	危機管理監	6	1	3	0	0	1	0	0	1
	総 務 局	112	17	64	4	0	18	5	0	4
	地域政策局	28	12	11	2	0	3	0	0	0
	環境県民局	88	27	49	0	0	9	0	0	3
	健康福祉局	419	95	100	0	0	212	1	0	11
	商工労働局	49	15	19	2	3	7	0	0	3
	農林水産局	106	72	19	0	0	10	0	0	5
	土木建築局	421	273	101	2	5	25	1	0	14
(知 事 部 局 計)		1,231	512	366	10	8	286	8	0	41
教 育 委 員 会		63	40	14	2	2	3	0	0	2
公 安 委 員 会		7	2	0	0	1	4	0	0	0
警 察 本 部		203	71	99	0	2	20	5	0	6
選 挙 管 理 委 員 会		64	24	22	0	0	14	1	0	3
人 事 委 員 会		2	1	1	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員		2	0	1	0	0	1	0	0	0
労 働 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者		11	8	1	0	0	0	0	0	2
病 院 事 業 管 理 者		2	0	1	0	0	1	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人		0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 公 社		20	18	2	0	0	0	0	0	0
(知 事 部 局 以 外 計)		374	164	141	2	5	43	6	0	13
合 計		1,605	676	507	12	13	329	14	0	54

3 不服申立ての状況

条例第7条第1項若しくは第2項の決定又は開示請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条又は第3条の規定による審査請求及び同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定による不服申立てがあったものは、次のとおりである。

（単位：件）

件数		処 理					
前年度 繰越分	当 該 年度分	決 定				取下げ	次年度 繰越分
		認容	一部 認容	棄却	却下		
705	22	0	0	12	3	0	712

4 情報提供の状況

区 分	利 用 者 数	利 用 冊 数
行政情報コーナー	3,708 人	488,511 冊
警察情報公開センター	45 人	180 冊

- 注1 利用者数とは、貸出、閲覧申込み又は行政資料に関する問合せを行った人数の計
- 2 利用冊数とは、貸出、閲覧申込み又は行政資料に関する問合せがあった資料数の計